

令和2年度 あいち農業農村多面的機能等委員会（書面開催） 意見等とりまとめ表

1. あいち農業農村多面的機能等委員会について

| 関係資料 | 番号 | 委員 | ご意見等 | 事務局回答 |
|----------------------|-----|----|------|-------|
| あいち農業農村多面的機能等委員会開催要領 | 1-1 | - | 特になし | - |

2. 農業農村多面的機能支払事業について

| 関係資料 | 番号 | 委員 | ご意見等 | 事務局回答 |
|-----------------------------|-----|-------|---|--|
| 農業農村多面的機能支払事業 令和元年度の実績 | 2-1 | 伊藤委員 | P5 広域活動組織数が△8（東三河）となっている。R1から広域化・体制強化への支援も拡大されているにもかかわらず、大きく減少したのには何か特別な事情があったのか？ | H30まで広域組織として活動していた田原市内の8組織が、広域組織でないメリットがないと判断し、R1に「活動組織」として再認定を受けたことによる減です。 広域組織であるメリットには複数の組織がまとまることによる書類作成の軽減や、長寿命化の交付上限（1集落200万円）の適用除外などがあげられます。しかし、これら8組織はそれぞれ単独の組織で広域組織の面積要件を満たしていた組織のため書類の軽減にはなっておらず、また、長寿命化の要望も200万円以下で足りていたため、メリットがないと判断したとのことです。 |
| | 2-2 | 伊藤委員 | P17 前年の資料には、「農地等を活用した景観形成活動148」があったが、本年にないのは、植栽等の景観形成活動に含めた（区分の見直し）ということか？ | 令和元年度から事務の簡素化として活動項目の整理・統合がなされ、従来の選択肢162取組が66取組に統合されました。そのため、実施状況報告においても「植栽等の景観形成活動」に統合されています。 |
| | 2-3 | 森本委員 | R1年度における組織の再認定率はどの程度か？ | H30年度活動終期の135組織のうち、R1年度再認定が116、他の組織との合併が2組織で計118組織がR1年度も活動を継続しています。そのためR1年度における再認定率は約87%です。 |
| | 2-4 | 森本委員 | 災害時特例を適用した過去の例はあるか？ | 愛知県内には適用の事例はありません。 全国ではH30年度の7月豪雨等で適用事例があります。 |
| | 2-5 | 森本委員 | 農村環境の取組にある資源循環の2件はどのようなことを行っているか？ | 小牧市のおおくさ水土里の会ではボカシ作りに取り組んでいます。 安城市の北山崎水土里ネットワークでは、樹木の剪定で発生した不要な木材をチップに加工し、肥料として活用しています。 ※ボカシとは、米ぬか、油粕、魚粕などの有機質肥料を発酵させて作る肥料のこと |
| | 2-6 | 長谷川委員 | 名古屋市近郊の農地がどんどん転用され、農地が激変している。その反面、カバー率（P7）を見ると岩倉市、日進市、東郷町、みよし市では未実施である。現在、都市マスタープランや緑マスの作成中の市町村と連携して対応できないか？ 対応できないならそれは何故か？ | 多面的機能支払は地元が主体で実施する事業であるため、市町村が計画に記載することは出来ません。未実施の市町村には改めて事業制度を周知し、地元へのPRに努めてもらうことで取組増へ繋がっていきたいと思います。 なお、R1まで未実施だった岩倉市はR2年度から取組を開始しました。 |
| | 2-7 | 西村委員 | P11(農地維持の推進活動)に記載のように、活動組織の自己評価で地域資源の機能維持や人材確保に効果が現れていることを喜ばしく思う。一方で市町村評価において欠落あるいは評価の少ない項目にはかなり重要な内容のものが多いため、将来に向けて積極的な取組がなされるよう、今後に期待したい。 | 市町村評価で「農地中間管理機構を通じた農地の賃借」や「担い手農業者、新規就農との連携等」、「特産品の生産や6次産業化の取組」などが0票となっています。特に農地の賃借や6次産業化は対象組織数が200以上あったH30年度においても数件となっています。これらの取組について、国が公表している優良事例を活用するなどして取組増に繋がっていきたいと思います。 |
| 農業農村多面的機能支払事業 令和2年度の実施状況 | 2-8 | 伊藤委員 | R1における拡充につづき、R2においても拡充・要件緩和が行われているが、これらの効果を組織数や取組面積等の変化以外に、もう少し踏み込んで評価するための情報があるとよいと思う。（例えば、農業者以外の者の参画率、加算単価の適用率とか） | 次年度資料からそれらの示し方を検討します。なお、R1年度の活動参加者は429,646人のうち229,951人が非農業者で、過去5年の加算制度の適用状況については（別添資料2）のとおりでした。 |
| | 2-9 | 西村委員 | 農地維持支払、資源向上支払ともに取組面積が微増しているとのことと喜ばしく思う。カバー率の少ない地域もあるが、それぞれの地域の実情に応じながら創意工夫を行って更なる取組の増進が図られるよう期待している。 | (2-6回答に同じ) |

3. 環境保全型農業直接支払交付金事業について

| 関係資料 | 番号 | 委員 | ご意見等 | 事務局回答 |
|-------------------------|-----|-------|---|---|
| 環境保全型農業直接支払交付金 実施状況について | 3-1 | 伊藤委員 | 追加新設された取組（③～⑥）を普及させていくため、何か方策（例えば、効果等のPR）を検討されているのか？若しくは自然体で望まれるのか | 草生栽培では病害虫発生や果樹の樹勢低下、長期中干しでは過乾燥による根痛みなどのリスクもあるため、生産者へは効果の説明とともにリスクへの対応策もあわせて普及していきたいと考えております。 |
| | 3-2 | 長谷川委員 | 有機農業（p5）の単位増は大変喜ばしいことである。 | 有機農業は化学合成農薬や肥料にかかる費用が減る反面、有機質肥料等資材の費用や労働時間が増加するなどにより慣行栽培よりもコストが多くなる傾向があります。 単価増により、少しでも有機農業のハードルが下がることを期待して今後も事業を推進していきたいと考えております。 |
| | 3-3 | 西村委員 | 本年度は国際水準GAPの導入が開始されたことで、現場では多少なりとも戸惑いや混乱が生じたことと思う。しかし、P12に見られるように、有機農業の取組面積は現状維持か微増が見込まれること、とても喜ばしく思う。また、環境直払の全体での交付額や実施面積も大きな増加が見込まれることは、大変好ましいことと思う。今後とも同事業の益々の発展を期待している。 | 環境保全に資する有機農業等の取組について、同事業を活用し今後とも推進していきたいと考えております。 |

4. 優良活動表彰（「農地・水・環境のつどい」の開催）について

| 関係資料 | 番号 | 委員 | ご意見等 | 事務局回答 |
|---------------------------|-----|-------|---|--|
| 令和2年度 農地・水・環境のつどい（パンフレット） | 4-1 | 長谷川委員 | いつまで南米の風景(コスモス)を維持する物に賞を与えるのか。受賞されるとそれを真似するところが出てくる。日本のキキョウやカワラナデシコ、ワレモコウなど種の入手しやすいものも多々ある。日本の本来の風景、景観を守るようにするべきと思う。 コスモスを植えたいのなら否定しないが、受賞はいかがなものかと思う。 | 当該組織については、植栽活動を非農業者の参加につなげていることや、活動で得られた景観を他の活動に活用している点等が評価されたものです。 外来種そのものを推奨しているということではなく、植栽の種類選定については資料（別添資料1）を作成し周知している所です。今後も啓発に努めていきたいと思っております。 |
| | 4-2 | 長谷川委員 | 安全のしおり(p19)はわかりやすく、チェックシートになっているのは良い。 チェーンソーを使う時は防護パンツ(チャップス)を必ず着用すること！を明記（昨年より法律で義務化）、できれば草刈り機の時にも着用しましょう！も明記した方が良いと思う。命あつての作業。 | 当該資料は、農林水産省HPに公表されている資料を流用したものです。 来年度掲載時は、これをベースに県で追記することを検討します。 |

5. その他意見等

| 番号 | 委員 | ご意見等 | 事務局回答 |
|-----|-------|---|---|
| 5-1 | 伊藤委員 | この事業の目的が、「農地・農業用水の保全・管理のための共同活動を支援」であることから、農業従事者以外の者（近隣住民、都市住民ほか）の参画状況を定量的に把握できると評価しやすいと思われる。 農業外者の延べ参加人数とか、新設加算制度の提供状況の経年的変化などの見える化を検討されてはどうか。 | (2-8回答に同じ) |
| 5-2 | 森本委員 | 多面的機能支払事業について、田んぼダムの実施が増えると良い。 | 現在、田んぼダムに取り組んでいる組織は安城市と豊田市にあります。詳細要件は未定ですが、来年度から田んぼダムに対する加算措置が加わる予定ですので、加算措置について周知し、取組増に繋げたいと思っております。 |
| 5-3 | 長谷川委員 | 豊田市で有機農業をされている方にヒアリングをした際、今年特にスズメが激減したと言われた。農家にとってスズメは敵ではあるものの、身近なスズメが激減しているのは生態系が重度に壊れかけている証拠。 実態把握はしているのか？またそれに対する対策はどの様に考えていくか？ トキやコウノトリのように絶滅しかかってから保護して野生復帰させるのはお金と労力がかかるだけでなく、持続可能な社会をつくる可能性を著しく低下させることになる。 | スズメの生息数推移については同部局では把握しておりません。 農業・農村の有する多面的機能の中には「自然環境の保全」も含まれており、多面的機能支払事業として適切に活動に取り組む農業・農村を維持していくことが生態系の保全にも繋がると考えております。 |
| 5-4 | 長谷川委員 | つどいパンフレットに掲載された受賞者の活動に水路の泥上げがあった。 大規模な機械ではなく、家庭用掃除機のルンバのような簡易的泥上げ機械を大学と連携してつくるように、コンテストを実施するなど出来ないか？この声かけは県などが行ってもらえると思う。 三面コンクリートの水路であれば可能ではないか？ | コンテストはアイデアを募集するうえで有効な方法と思いますが、ある程度、条件を絞り込むことが必要と考えます。情報収集に努め、必要に応じて農業総合試験場の研究課題として要望することを検討します。 |
| 5-5 | 西村委員 | 本年度はコロナ禍にも関わらず各種の活動が推進されたことに敬意を表する。今後とも感染対策に充分に取り組まれながら活動が継続・発展していくよう祈念している。 | 新型コロナウイルスの影響で、特に人が集まる類いの活動がままならない中ではありますが、各自活動出来る範囲で取り組んでいただいているところで。 |

外来生物(植物)の使用について

多面的機能支払の活動の中で、雑草の抑制や景観形成などのため、多くの活動組織で植栽を取り入れて頂いています。その際は、外来生物(植物)の分布拡大の防止にご協力ください

特定外来生物

生態系や農業生産などに被害を及ぼす恐れのある外来種で、外来生物法により、植栽や移動が禁止されています。

絶対に使用しないでください。

【主な特定外来生物】



オオキンケイギク



ナルトサワギク



ミズヒマワリ

※ 詳しくは、環境省のHP < <http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html> > をご覧ください。

日本の農村の景観形成に向けて

遊休農用地等を活用した景観形成活動として、コスモス(メキシコ原産)などの植栽を活動に取り入れて頂いています。

もちろん、これらは美しく、丈夫で、入手しやすいなど多くの長所を持っていますし、特定外来生物のように自然環境に大きな影響を与えるものとはされていませんが、日本に昔からある植物でも、美しいものは沢山あります。



ヒガンバナ



フジバカマ



アジサイ

少し育てるのに手間がかかったり、種や苗が高価だったり、良いことばかりではないかも知れませんが、多面的機能支払の活動で日本古来の景観を再生してみたいはかがでしょうか。

生態系被害防止外来種

外来生物法による規制の対象とはなっていませんが、生態系や農業生産などに被害を及ぼす恐れがあることから、環境省から対策の検討・実施が呼びかけられているものです。

法面緑化や雑草の抑制、景観形成等に使用されている種も含まれていますので、組織の活動では**在来種の使用を優先**するとともに、使用する場合は、**地区外に広がってしまわないよう**ご注意ください。

【主な生態系被害防止外来種】

法面緑化に使われるもの



オニウシノケグサ
(トールフェスク)



カモガヤ
(オーチャードグラス)



ネズミムギ
(イタリアンライグラス)

雑草の抑制(カバープランツ)に使われるもの



ヒメツルソバ



ヒメイワダレソウ

(※)ヒメイワダレソウに近縁のイワダレソウは日本の在来種で、改良品種のクラピアの苗が市販されています。

花壇などで使われるもの



ハナニラ



ツルニチニチソウ



キショウブ

※ 詳しくは、環境省のHP < <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html> > をご覧ください。

資料2：加算措置の適用状況

| 項目 | 加算項目 | 加算内容 | (参考) 対象年度 | 対象組織 | R2年度見込み | | | R1年度 | | | H30年度 | | | H29年度 | | | H28年度 | | | H27年度 | | |
|-----------|-----------------|--|------------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|------|
| | | | | | 対象組 織数 | 活用組 織数 | 活用率 | 対象組 織数 | 活用組 織数 | 活用率 | 対象組 織数 | 活用組 織数 | 活用率 | 対象組 織数 | 活用組 織数 | 活用率 | 対象組 織数 | 活用組 織数 | 活用率 | 対象組 織数 | 活用組 織数 | 活用率 |
| (参考) 全組織数 | | | | | 406 | | | 409 | | | 418 | | | 417 | | | 440 | | | 441 | | |
| 農地維持 | 小規模集落 | 既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に応じて加算 ※H30年度までに認定を受けた組織が対象 | H30~ | 農地維持 取組組織 うちH30 まで認定 組織数 | 254 | 2 | 0.8% | 282 | 2 | 0.7% | 418 | 2 | 0.5% | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 資源向上 | 地域資源保全 プラン策定 | 広域活動組織が管理する水路・農道等施設のリスク管理及び施設のより安定的な機能維持のため、施設の機能保全のサポート体制の整備等を図るための計画策定に対する加算 | ~H30 | 広域組織 数 | - | - | - | - | - | - | 28 | 0 | 0.0% | 18 | 0 | 0.0% | 23 | 0 | 0.0% | 21 | 0 | 0.0% |
| | 更なる増進 | 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が新たに取り組みを選択し1取組以上追加、または初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合に加算 | R1~ | 共同取組 組織数 | 339 | 16 | 4.7% | 340 | 2 | 0.6% | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 協働力の深化 | 加算措置「更なる増進」を受ける組織の活動において農業者以外の構成比率が高く、多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合に更に加算 | R1~ (R2~要件緩和) | 更なる増 進活用組 織数 | 16 | 0 | 0.0% | 2 | 0 | 0.0% | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 田んぼダム | - (R3~予定) | R3~ | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 広域化・体制 強化 | 活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するため、広域活動組織の面積規模等に応じた交付額にするとともに、当該活動期間中（最長5年間）にわたって継続的に支援 | H26 (H31~ 「交付可 能額」表 記) | 広域組織 数 | 21 | 1 | 4.8% | 20 | 0 | 0.0% | 28 | 1 | 3.6% | 26 | 1 | 3.8% | 23 | 3 | 13.0% | 21 | 0 | 0.0% |